

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により令和6年度地籍調査事業計画を以下のとおり定めましたので、同条第5項の規定により公表します。

1. 国土調査として指定された年月日

令和6年4月1日

2. 調査を行う者の名称

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、安堵町、三宅町、曾爾村、御杖村、高取町、上牧町、河合町、下市町、天川村、十津川村、川上村及び東吉野村

3. 調査地域

奈良市都祁吐山町、針町、登美ヶ丘一丁目、二名二丁目、学園北一丁目、鶴舞東町、学園北二丁目及び三松一丁目の各一部の地域

大和郡山市稗田町の一部の地域

天理市南六条町及び山田町の各一部の地域

橿原市大谷町及び慈明寺町の各一部の地域

桜井市白河及び初瀬の各一部の地域

五條市今井町（天神）、相谷町、黒駒町、大野町、岡町（西岡、有家）、御山町、霊安寺町（向霊安寺）及び野原東六・七丁目の各一部の地域

御所市西北窪、北窪及び伏見の各一部の地域

生駒市東菜畑一丁目、東生駒一丁目、東生駒二丁目及び東生駒三丁目の各一部の地域

香芝市高の一部の地域

宇陀市大宇陀白鳥居の一部の地域

山辺郡山添村大字大西の一部の地域

生駒郡平群町大字白石畑及び大字平等寺の各一部の地域

生駒郡斑鳩町稲葉車瀬の一部の地域

生駒郡安堵町大字窪田の一部の地域

磯城郡三宅町三河の一部の地域

宇陀郡曾爾村大字伊賀見の一部の地域

宇陀郡御杖村大字菅野及び大字土屋原の各一部の地域

高市郡高取町丹生谷の一部の地域

北葛城郡上牧町南上牧、中筋出作、下牧及び滝川台の各一部の地域

北葛城郡河合町佐味田の一部の地域

吉野郡下市町大字広橋の一部の地域

吉野郡天川村塩野の一部の地域

吉野郡十津川村大字上野地の一部の地域

吉野郡川上村大字入之波、大字伯母谷及び大字大迫の各一部の地域

吉野郡東吉野村中黒の一部の地域

4. 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで